

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は介護保険に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>区市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、介護保険に関する業務のうち、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格情報管理(被保険者に関する届出受理、被保険者証又は認定証に関する業務含む) ②介護保険料の賦課業務 ③介護保険料の徴収業務 ④介護保険料の収納情報管理(保険料の還付に関する業務を含む) ⑤介護保険料滞納に関する業務 ⑥介護認定に関する業務 ⑦介護給付に関する業務 ⑧保険者事務共同処理業務</p>
③システムの名称	1.介護保険システム 2.介護保険認定審査会支援システム 3.税務システム 4.システム共通基盤 5.中間サーバー連携システム 6.中間サーバー 7.東京電子自治体共同運営電子申請システム 8.伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.番号法 第9条第1項 別表第一別表第100項</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第50条</p> <p>3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第一第1項 別表第二第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,131,132,137,144,145,156,161項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (131,132項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部 介護保険課介護給付係 電話番号 03-3578-2877
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限の所持者について、ID・パスワード等適切に管理ができています。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	略	略	事後	I 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について
平成27年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	なし	略	事後	I 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉支援部 高齢者支援課(介護保険担当)	保健福祉支援部 介護保険課	事後	組織改正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険担当課長 後藤 邦正	介護保険課長 小笹 美由紀	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 高齢者支援課(介護保険担当)	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課	事後	組織改正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	保健福祉支援部 高齢者支援課 介護給付係 電話番号 03-3578-2876	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険料係 電話番号 03-3578-2891	事後	組織改正のため
平成28年4月15日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	なし	3港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第1号)	事後	I 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提
平成28年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特	事前	情報提供の根拠法令修正
平成28年10月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
平成29年4月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	略	略	事後	I 介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適
平成29年4月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	略	略	事後	I 介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 小笹 美由紀	介護保険課長 大原 裕美子	事後	人事異動のため
平成29年4月3日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成28年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
平成29年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	略	略	事後	事務の追加
平成29年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険課長 大原 裕美子	保健福祉支援部 高齢者支援課 介護保険課長 大原 裕美子	事後	担当部署追加
平成29年11月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号	事後	担当部署追加
平成29年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	保健福祉支援部 介護保険課介護保険料係 電話番号 03-	保健福祉支援部 事務の概要①~⑧ 介護保険課介護保険料係	事後	担当部署追加
平成29年11月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成29年4月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
平成30年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成29年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉支援部 介護保険課・高齢者支援課 介護保険課長 大原 裕美子	保健福祉支援部 介護保険課・高齢者支援課 介護保険課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	事務の概要①~⑧ 介護保険課介護保険料係 電話番号 03-3578-2891	事務の概要①~⑧ 介護保険課介護給付係 電話番号 03-3578-2877	事後	担当係変更のため
令和3年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
令和4年4月1日	2. 取扱者数 算定方法	②各支所区民課	②各総合支所区民課	事後	組織名称の修正(過去の組織改正時未修正のため) 公金受取口座登録制度の開始による変更 公金受取口座登録制度の開始による変更
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	④介護保険料の収納情報管理	④介護保険料の収納情報管理(保険料の還付に関する業務を含む)	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二	事後	
令和5年6月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. ③地域支援事業に関する事務	1. ③を削除	事後	担当部署削除
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	5. 保健福祉支援部 介護保険課・高齢者支援 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第1号)	5. 保健福祉支援部 介護保険課 介護保険課 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
令和6年6月21日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
令和7年5月30日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しいい値を再確認したため
令和7年5月30日	IV リスク対策 8. 人手を介入させる作業			事後	様式変更のため
令和7年5月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更のため
令和8年3月18日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一第68項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第50条	1. 番号法 第9条第1項 別表第100項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第50条	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (1.2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (93,94項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条(情報照会の根拠) 第46条、第47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表)における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,131,132,137,144,145,156,167,1項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表)における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (131,132項)	事後	番号法改正のため